

令和7年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年3月7日（金曜日）午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会報告第1号 諸般の報告について
- 第4 議会報告第2号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第5 報告第1号 町長専決処分の報告について
- 第6 議案第3号 町長専決処分について（令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号））
- 第7 議案第4号 町長専決処分について（令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第13号））
- 第8 議案第5号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第14号）について
- 第9 議案第6号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第10 議案第7号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第11 議案第8号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第12 議案第9号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第13 議案第10号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第15 議案第12号 出雲崎町選挙公報の発行に関する条例制定について
- 第16 議案第13号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第15号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第16号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第17号 出雲崎町定住促進奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例制定について
- 第21 議案第18号 出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 第22 議案第19号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第20号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第21号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定について
- 第25 議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について
- 第26 議案第23号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について
- 第27 議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について
- 第28 議案第25号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第29 議案第26号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第30 議案第27号 出雲崎町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第31 議案第28号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について
- 第32 議案第29号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第33 議案第30号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 第34 議案第31号 指定管理者の指定について（出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里）
- 第35 議案第32号 令和7年度出雲崎町一般会計予算について
- 第36 議案第33号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第37 議案第34号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第38 議案第35号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第39 議案第36号 令和7年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第40 議案第37号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について
- 第41 議案第38号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計予算について
- 第42 議案第39号 監査委員の選任について
- 第43 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林玲子	2番	高橋速円
3番	三輪正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	中田孝信	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	中野勝正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	仙海直樹
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
会計管理者	前田研
総務課長	権田孝夫
町民課長	相澤修一
保健福祉課長	金泉修一
こども未来室長	寺尾勉
産業観光課長	内藤良治
建設課長	小崎一博
教育課長	吉岡育子
建設課参事	日山正春
総務課参事	大谷博章
こども未来室参事	星野昌子
代表監査委員	関川嘉夫

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

◎開会及び開議の宣告

○議長（中野勝正） ただいまから令和7年第2回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（中野勝正） 議会運営委員長から、去る2月7日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に
関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（中野勝正） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中野勝正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、高桑佳子議員及び5番、宮下孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（中野勝正） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月14日までの8日間としたいと思います。ご異議
ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月14日までの8日間に決定しました。

◎議会報告第1号 諸般の報告について

○議長（中野勝正） 日程第3、議会報告第1号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配
りましたとおり提出がありました。

去る2月21日に開催されました新潟県町村議会議長会第76回定期総会に出席してきました。お手
元にお配りいたしましたとおり報告します。

次に、2月14日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会について、定例会の会議結果について、私が出席してきました。お手元に配りました報告書のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第2号　閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（中野勝正）　日程第4、議会報告第2号　閉会中の継続調査の結果報告を行います。

2件でございます。

最初に、社会産業常任委員長、島明日香議員。

○社会産業常任委員長（島　明日香）　社会産業常任委員会が行った閉会中の所管事務調査についてご報告いたします。

本委員会が閉会中の継続調査としました産業と観光及び福祉問題について、去る12月24日に小木之城保育園と出雲崎こども園を訪問し、現地視察を行いました。説明員として、寺尾こども未来室長と関川主事の出席を得て、両園から園の運営状況や保育、教育状況の説明を受け、保育環境を実際に見学しました。

初めに、小木之城保育園についてご報告いたします。園児は、元気よく挨拶をし、和太鼓やよさこいなど体全体を使って披露し、はつらつとしている様子でした。子どもたちが好きな活動に出会えるように、体操教室や英語教室、茶道教室や食育活動など様々な取組を行い、子どもたちのやつてみたいの気持ちを大切にし、好きなことはもっと好きになれるように、苦手なことはチャレンジしてみる気持ちが芽生えるような保育を実施していました。遊具や園舎のメンテナンスに費用を要していることや、園の前の道路はスピードを出す車も多く、冬期間や延長保育の際の園児や保護者の安全を危惧されていたため、検討の余地がありました。

次に、出雲崎こども園についてご報告いたします。園児は、好きな材料や道具を自由に使いながら各自の個性を発揮している様子がうかがえ、表情も豊かでした。保育者は、将来町に新しい風を吹かせてほしい、そんな思いで保育や教育に当たっている様子があり、社会に貢献できるよう、粘り強さを養ったり、心の豊かさを育んでいることがうかがえました。しかし、町全体の子ど�数と入園児の減少で園の維持存続が非常に厳しい状況にあり、今後も安定した保育や教育を継続していくことが難しいとのことでした。町の保育、教育をどのように残すのか、具体的に示してほしいと要望がありました。

委員からは、伝統を大切にしたり、園児が主体的に創造できる環境が整っていて、それぞれ特色があつてよい、今ある資源が最大限に活用されている、不安な部分は園と地域と町のチームで対応が必要であり、園の運営に大きな危機感を抱いていることも理解したとの意見がありました。

町の子どもたちのために、両園が特色のある保育、教育を継続できるよう、国や県、町の補助を引き続き最大限活用できることが必要です。また、町の子育て支援についても広くPRし、この町

で子どもを産み育てたいと思える支援の維持、拡充を望みたいと考えています。

以上、社会産業常任委員会の閉会中の所管事務調査報告といたします。

○議長（中野勝正） 次に、議会運営委員長、5番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員長（宮下孝幸） 議会運営委員会が行った所管事務調査報告をいたします。

議会運営委員会が行った閉会中の継続調査、議長諮問に関する審査の全てが終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その調査の経過と結果につき、ご報告をいたします。

本委員会で審査いたしました議長諮問に関する事項は、1、議会基本条例の一部改正について、2、議員報酬の改正について、3、費用弁償の有無について、4、政務活動費の有無について、5、財政指数が0.3以下で、議員の成り手不足が深刻化している地方自治体では、議員報酬の増額が求められており、国に対して自主財源の脆弱な地方自治体へ地方交付税の増額を求める意見書の提出について、以上となっておりますが、本委員会はただいま申し上げました議長諮問を受け、令和6年11月11日、令和6年11月25日、令和6年12月17日と計3回にわたり委員会を開き、令和7年1月9日には正副委員長並びに議会事務局長一任となりました条例文言の細部作成を行いました。その経過と結果につきましては、お手元にお示しいたしました議件集その2のとおりでありますが、主な結果についてご説明をいたします。

議会基本条例の一部改正について。公聴会制度及び参考人制度の条文を廃止し、町民の意見を十分に考慮するものとし、改正案の提出は議会運営委員会のみとして定められていたものを、委員会または議員も提案できるとして条例の一部を改正することで決定をいたしました。

次に、議員報酬の改正でありますが、議長諮問は月額20万円から22万円として審議することとされておりましたが、審議の結果、議員報酬18万6,000円を20万1,000円に、委員長の報酬を18万9,000円から21万1,000円に、副議長の報酬を19万9,000円を21万9,000円に、議長の報酬26万円は据置きとすることで決定をいたしました。

次に、費用弁償の有無についてでありますが、費用弁償は現行の1,050円から2,100円に増額することで決定をいたしました。

次に、政務活動費の有無、政務活動費は月額5,000円、年額6万円を一括受給、現行のままとすることで決定をいたしました。

次に、国に対する意見書の提出でありますが、その内容につきましては、お手元にお示しをいたしました議件集その2のとおりであります。審議の結果、地方自治法第99条の規定により、国に対して意見書の提出をすることで決定をいたしました。

以上、本委員会に議長より諮問されました審査の経過と結果の報告といたしますが、審議に当たっては委員間でも、町財政を考慮すべきとの意見や、議員の成り手不足対策としては不十分ではないかとの意見、あるいは報酬は社会情勢と照らし合わせて段階的に増額を検討してはとの意見など、多角的、多種多様な意見が出され、今後に託す課題も残されてはおりますが、慎重審査の結果、本

委員会としてただいま報告をいたしましたとおり、議長に対して答申をいたしました。

以上、議会運営委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（中野勝正） 以上で閉会中の継続調査について委員長報告を終わります。

◎報告第1号 町長専決処分の報告について

○議長（中野勝正） 日程第5、報告第1号 町長専決処分の報告について、お手元の議件集のとおり報告がありました。

以上で町長専決処分の報告を終わります。

◎議案第3号 町長専決処分について（令和6年度出雲崎町一般会計補正予算
(第12号)）

○議長（中野勝正） 日程第6、議案第3号 町長専決処分について（令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第12号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、1月の全員協議会でご説明をいたしましたふるさと納税寄附金増加に伴う関係予算及び除雪回数の増加に伴う関係予算を計上いたしました。また、ひまわりハウス募集に伴う宣伝広告業務委託料を併せて計上し、1月21日に専決処分したものであります。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,363万円を追加し、予算総額を38億4,587万円とするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願ひいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

予算書の歳出予算からお願いいたします。541ページです。2款総務費、1項7目企画費です。ふるさと納税寄附額の増加に伴い、寄附謝礼、代行業務委託料及びサイト使用料を追加いたしました。

8款土木費、2項2目道路維持費、除雪3回分の出動を見込んだ除雪委託料のほか、関係予算を追加いたしました。

5項1目住宅管理費、ひまわりハウスの空き物件が増えたことから、入居者募集の宣伝広告業務委託料を追加いたしました。

歳入予算につきましては、全額地方交付税を充当しております。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひいたします。
質疑はありませんか。

6番、石川議員。

○6番（石川 豊） ページは541ページです。ちょっとお聞きしたいのですけれど、8款土木費の10節需用費で、そこに消耗品費追加ということで130万載っていますよね。それって主に消耗品費というは何が消耗品費の追加だったのでしょうか。お願いします。

○議長（中野勝正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 消耗品費の追加でございますけども、除雪ドーザのタイヤチェーン、あと排雪板のエッジ、融雪剤などでございます。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

8番、島議員。

○8番（島 明日香） 541ページの住宅費、住宅管理費の宣伝広告業務委託料追加ということですが、具体的にどういった宣伝をされているのでしょうか。

○議長（中野勝正） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 総務課長説明のとおり、ひまわりハウス3部屋空いております。9月補正で広告費若干、50万ほど取らせていただきましたが、執行済みでございますが、まだ3部屋空きという状況でございました。今回の予算につきましては、以前の石井町住宅の募集の際、アンケートを取ったところ、新聞チラシで知ったということが多うございましたので、チラシを作成いたしまして、長岡地区、小千谷地区を中心とした新聞折り込みチラシを投函させていただきました。そのほか、物件紹介広告といいますでしょうか、スモ、らくすむ、アットホームといいますか、こういったところに空き部屋情報を掲載した経費でございます。

○議長（中野勝正） 8番、島議員。

○8番（島 明日香） 大分空いている期間が長くなっているので、なるべく早く入居者が決まる事を願います。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 今ほどの島議員と同じように541ページの広告宣伝費に関連することですが、ひまわりハウス、以前にも議会で何回も私はこのことを申し上げてまいりました。いわゆる安く程度のいいアパートに入ること、これはそれで一つの方法ではありますが、ここに入居される方が他に転居するまでの仮宿になってはいけないのだということを何遍も私は申し上げてまいりました。どうでしょうか。これ3軒空いているということですが、でき得るならばここに住まいながら町に在住できるような、いわゆる定住できるようなとこにつなげていっていただくことと

いうのを方策として考えていかないと、たくさんの税金を投じて、ある一定の期間だけここにとどまって、子どもがある程度の成長を見ると、他町、他市に移住してしまう。これでは本当に仮宿として利用されるだけになってしまふのですよ。宣伝広告をして入居者が満杯になったからだけでいいのではないのです。今住んでおられる方も含めて、やはり最終的には、この目的、このひまわりハウスを建てたときの目的というのは、ここに定住者を増やしていきたいという大目的があったわけですから、その辺のところをしっかりと押さえていかないと、これ宣伝して入居者をつかえ引っかえ繰り返して入れても、出雲崎に残る方がいなければ、これ意味なさないですよ、どんどん、どんどん建物は古くなっていくわけですから。その辺のところは、町長、どう考えますか。

○議長（中野勝正） 町長。

○町長（仙海直樹） 宮下議員のご質問にお答えするわけでございますが、今ほどちょっと聞いたところ、今3部屋空いているうち、お二方の家族は町内に中古の住宅を求めたり、あるいは今宅地分譲しております団地のほうに土地を求めて新しく家を建てられるということでございます。1軒の方につきましては、残念ながら町外のほうに出ていかれたということでございますが、議員おっしゃるとおり、やはりここに定住につなげるような形でつなげていくことは大事なことなのではないかなと思っておりますし、またそういったために町としても定住支援金のような形で来年度に向けてもまた継続をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） ぜひそうあってほしい。私、前任町長のときも大変のことについては厳しく申し上げてまいりました。時代がどんどん、どんどん進めば、建物はどんどん古くなる。新しいものをどんどん建物として更新をしていかなければならない。そこには当然税金を投じなければならないわけです。ですが、その見返りとして、やはりそこに住んだ方々はここの人口増につながつていってもらわないと、これ意味をなしませんよということ何遍も私申し上げてきたことは、町長も議員時代よく聞いておられたと思います。どうかひとつその辺の自覚をしっかりと持っていただきながら、施策を進めていただければなという私のこの強い願いを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

◎議案第4号 町長専決処分について（令和6年度出雲崎町一般会計補正予算
(第13号)）

○議長（中野勝正） 日程第7、議案第4号 町長専決処分について（令和6年度出雲崎町一般会計
補正予算（第13号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第4号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、2月の全員協議会で報告いたしました除雪回数の増加に伴う関係予算を
計上し、2月13日に専決処分をしたものであります。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ700万円を追加し、予算総額を38億5,287万
円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

予算書の歳出予算からお願いいたします。551ページ、2款総務費及び8款土木費です。除雪3回
分の出動分及び役場駐車場の除雪等を見込んだ除雪委託料を追加いたしました。

歳入予算につきましては、全額地方交付税を充当しております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひいたします。
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

◎議案第5号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第14号）について

○議長（中野勝正） 日程第8、議案第5号 令和6年度出雲崎町一般会計補正予算（第14号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第5号につきましてご説明を申し上げます。

令和6年度の当初予算は、36億3,500万円でスタートいたしましたが、年度途中13回の補正により、2億1,700万余りの予算を追加してまいりました。このたびの補正予算は、年度末を迎えての事業完了または精算見込みによる減額とともに、今後の財政需要を見越し、目的基金の積み増しを行っております。また、国の補正予算に伴い配分された事業費等を追加しております。

初めに、歳入歳出予算についてご説明を申し上げます。歳出予算に追加計上した主なものを申し上げます。2款総務費、1項7目企画費では、ふるさと出雲崎応援基金への積立金を追加しました。

14目減債基金費では、後年度の起債償還額の平準化する財源に充てるため、減債基金への積立金を計上いたしました。

15目物価高騰対応重点支援給付金事業費では、調整給付対象者の給付額確定に伴う不足額給付分

を計上しました。

3款民生費、1項2目障害者福祉費では、障害者福祉サービス費を追加いたしました。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、出雲崎こども園施設型給付費を追加しました。

3目児童福祉施設費では、川西児童遊園整備工事を追加いたしました。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費では、子どもの医療費助成を追加いたしました。

6款農林水産業費、1項6目地籍調査費では、地籍調査業務委託料を追加いたしました。

2項2目林業振興費では、町民有林造成事業補助金を追加いたしました。

9款消防費、1項1目常備消防費では、常備消防事務委託料を追加いたしました。

10款教育費、1項3目教育振興費では、奨学金貸与基金への繰出金を追加いたしました。

一方、歳入予算につきましては、国の補正予算並びに各事業の完了または精算見込額に基づき、所要の補正を行いました。

これらによりまして、歳入歳出予算からそれぞれ1,335万3,000円を減額し、予算総額を38億3,951万7,000円とするものであります。

第2表、繰越明許費につきましては、物価高騰対応重点支援給付金事業のほか、国の補正予算により実施する事業等につきまして、翌年度に繰り越して実施できるようお願いするものでございます。

第3表、地方債の補正につきましては、各事業の実績見込額等により起債限度額を追加及び変更いたしました。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中野勝正）　補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫）　補足説明をいたします。

予算書の歳出予算のほうからお願ひいたします。歳出全般においては、減額につきましては実績または精算見込みによるものです。

予算書の573ページお願ひいたします。2款総務費、1項7目企画費、24節積立金です。ふるさと納税出雲崎応援基金に寄附額の増により3,000万円を追加するものです。2月末現在の申込みは2,041件、寄附額は610万9,000円です。

次、575ページの上段のほうお願ひいたします。14目減債基金費、24節積立金、減債基金積立です。減債基金の令和6年度末の残高は1億2,661万3,000円となります。

それから、3款民生費、1項2目障害福祉費、19節扶助費です。障害福祉サービス費では、報酬改定により全般にわたりサービス費が増加したことにより810万円を追加いたしました。

577ページをお願ひいたします。2項2目児童措置費、12節委託料及び19節扶助費です。人事院勧告に伴う公定価格の増などにより、小木之城保育園保育実施委託料及び出雲崎こども園施設型給付

費を追加いたします。

3目児童福祉施設費、川西児童遊園の空き地を整備するための工事費を計上いたしました。

581ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項6目地籍調査費です。国の補正予算に伴い、委託料を901万円追加し、令和7年度に繰越しいたします。

2項2目林業振興費、町民有林造林事業補助金を実績により605万9,000円追加いたします。

585ページをお願いいたします。8款土木費、5項4目住宅建設費です。大門町営住宅外構工事及び駐車場整備工事を追加し、令和7年度に繰越しいたします。

587ページの上段のほうをお願いいたします。10款教育費、1項3目教育振興費、27節繰出金です。奨学金貸与基金に後年度必要な額として1,000万円を追加いたします。

続きまして、歳入予算をお願いいたします。歳入につきましては、全般的に国の補正予算並びに各事業の精算見込みなどにより所要の補正を行っております。

569ページの下段のほうをお願いいたします。20款繰入金、1項1目基金繰入金です。財政調整基金を5,062万7,000円戻し入れ、これによりまして財政調整基金の令和6年度末残高は22億6,894万4,000円となる予定です。また、森林環境基金を198万5,000円繰り入れ、町民有林造林事業に充当をいたしました。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひいたします。
質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（中野勝正） 日程第9、議案第6号 令和6年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第6号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、1款総務費に6,000円を追加し、今年度の決算見込みに基づき、2款保険給付費に200万円を追加し、5款基金積立金に100万円を追加して、国保財政調整基金に積立てし、4款保健事業費を減額いたしました。

歳入予算では、決算見込みに基づき、6款県支出金に240万円を、8款繰入金に6,000円をそれぞれ追加いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ240万6,000円を追加し、予算総額を5億5,701万4,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書603ページをお願いいたします。1款総務費は、給与改定による人件費の増でありまして、2款保険給付費につきましては、決算見込みにより2項1目の高額療養費を200万円追加した一方、4款保健事業費につきましては、2項1目の特定健康診査委託料を受診者が当初の見込みより減ったため、減額しております。

5款基金積立金では、国保財政調整基金に100万円を積み立てるものであります、これらによりまして、同基金の年度末残高は1億5,561万9,000円となる見込みでございます。

次に、歳入の601ページをお願いいたします。6款県支出金は、交付見込みにより普通交付金及び特別交付金を追加し、8款繰入金は、給与改定に伴う人件費増額分を職員給与費等繰入金として追加いたしました。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（中野勝正） 日程第10、議案第7号 令和6年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第7号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の決算見込みに基づき、1款総務費を29万3,000円、2款保険給付費を2,708万円、4款地域支援事業費を464万2,000円減額いたしました。

歳入予算では、決算見込みに基づき、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ3,201万5,000円を減額し、予算総額を6億6,368万8,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

補正予算書の615ページから619ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目では給与改定による人件費の追加を、3項1目及び4項1目では決算見込みにより施設等訪問調査委託料等をそれぞれ減額しております。

また、2款保険給付費では、決算見込みにより1項1目の居宅介護サービス給付費を960万円、施設介護サービス給付費を2,000万円、6項1目の特定入所者介護サービス費を350万円それぞれ減額する一方、1項1目の地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護、てつぞうの家の施設利用者の増加等によりまして700万円を追加いたしました。

4款地域支援事業費は、1項1目及び1項2目では通所型サービス事業委託料等100万円を、2項1目では地域介護予防活動支援事業（通いの場）委託料28万6,000円を、3項1目から5目では決算見込み及び利用者や事業費の減によりまして主に包括的支援事業委託料を106万2,000円、生活支援体制整備事業委託料を105万8,000円、認知症地域支援・ケア向上事業委託料79万8,000円をそれぞれ減額しております。

次に、歳入の611ページから613ページをお願いいたします。いずれも交付決定及び交付見込みによりまして、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金をそれぞれ減額いたしまして、7款繰入金において介護給付費準備基金繰入金を600万円減額し、これによりまして同基金の年度末残高は1億4,115万円となる見込みでございます。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひいたします。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（中野勝正） 日程第11、議案第8号 令和6年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第8号につきましてご説明を申し上げます。

令和6年度の宅造会計では、第2期やまや団地、2区画分の分譲収入を計上しております。今年度の分譲は1区画でしたが、令和5年度に分譲契約した1区画の収入が令和6年度になり、結果、2区画分の分譲収入となりました。分譲する区画の違いから土地売払収入を減額しております。現在は、1番区画のみを分譲中であります。このほか、前年度繰越金などを追加しております。

歳出では、備品購入費、繰出金を減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額149万6,000円を減額し、予算総額を980万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 629ページをお願いいたします。17節の備品購入費ですが、やまや団地用にステンレスごみ箱2個を予定しておりました。地元では1個で対応できるということでございましたので、1個分を減額いたしました。

627ページをお願いいたします。土地売払収入は、1番区画、2番区画の分譲収入を見込んでおりましたが、2番区画と7番区画の分譲収入となりましたので、町長説明のとおり、差額分を減額いたしました。前年度繰越金につきましては、数字を整理いたしました。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひいたします。
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（中野勝正） 日程第12、議案第9号 令和6年度出雲崎町簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第9号につきましてご説明を申し上げます。

令和6年度の簡水会計では、神条、吉川、小木地区の老朽管更新工事を実施しております。また、公営企業会計に移行したことにより、減価償却費を計上しております。

このたびの補正予算は、老朽管更新工事の予算を精算により減額いたしました。減価償却費、長期前受金戻入では、資産としていた消火栓を除いたことや令和5年度工事の資産価値を精算額に合わせたことによりそれぞれ減額をしております。

これらによりまして、収益的収入を260万5,000円減額し、2億180万4,000円に、収益的支出を461万4,000円減額し、1億9,740万2,000円といたしました。

資本的収支では、それぞれ120万円を減額し、資本的収入を5,505万1,000円に、資本的支出を8,655万6,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 120、121ページをお願いいたします。下側の表、収益的支出の6目減価償却費です。町長説明もございましたが、41節の有形固定資産減価償却費の減額は、主に資産として見ておりました消火栓を除いたことによるものでございます。42節無形固定資産減価償却費も減額いたします。これは、特別会計から企業会計に移行したということを資産としておりましたが、考え方を改め、資産から除いたことによるものでございます。

上の表に移りまして、収益的収入の4目1節長期前受金戻入は、減価償却費に対応する収入でございます。減価償却費の減額に伴い、計算の結果、237万9,000円を減額いたします。

122、123ページをお願いいたします。下側の表、資本的支出の22節工事請負費です。神条、小木、吉川地内の老朽管更新工事の予算ですが、精算により減額いたします。

上側の表、資本的収入の企業債減額は、工事費の減額に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願ひいたします。
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（中野勝正） 日程第13、議案第10号 令和6年度出雲崎町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第10号につきましてご説明を申し上げます。

令和6年度の下水道会計では、特環下水道のマンホールポンプ更新や施設の維持管理を実施しております。このたびの補正予算は、マンホールポンプ更新工事の財源としての起債を減額し、防安交付金を追加いたしました。また、減価償却費として長期前受金戻入を減額しております。

これらによりまして、収益的収入から179万円を減額し、3億2,809万4,000円に、収益的支出から209万8,000円を減額し、3億2,348万8,000円にいたしました。

資本的収支では、収入を31万7,000円減額し、1億201万2,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 134、135ページをお願いいたします。収益的支出の4目減価償却費の減額ですが、有形固定資産は価値の見直しを行ったことによるものでございます。無形固定資産は、先ほどの簡水会計と同様に企業会計に移行したことを資産から除いたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第14、議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第11号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する3つの条例中の文言、禁錮を拘禁刑に改めるものであります。

また、同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

今回この条例で定める3つの条例以外にも、刑法等の一部改正により文言の改正が必要な条例もありますが、別の理由での条文の改正と併せて、今回条例の一部改正を提案しております。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 出雲崎町選挙公報の発行に関する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第15、議案第12号 出雲崎町選挙公報の発行に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第12号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、本町の町議会議員及び町長選挙において、有権者が各候補者に関する情報を知る機会を確保するため、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を発行し、町政への関心度並びに投票率の向上を図るため、新たに提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

この条例は、新規条例となりますので、要点を説明させていただきます。

第1条では、趣旨として、公職選挙法第172条の2の任意制選挙公報の発行に関する規定に基づき、必要な事項を定めるものにしております。

第2条では、選挙公報の発行について定め、候補者の氏名、経歴、政見及び写真等を掲載した選挙公報を選挙ごとに1回発行するものとしております。

第3条では、掲載文の申請について定めたものでありまして、第1項では、候補者が選挙公報に掲載を受けようとするときは、選挙の告示日に選挙管理委員会に文書で申請しなければならないものとしております。第3項では、候補者は、公職の候補者としての責任を自覚し、掲載文には他人の名誉を傷つけるなどの品位を損なう事項を掲載してはならないとするものです。

第4条では、発行手続について定め、第1項では、掲載文を原文のまま掲載しなければならないとしており、第2項では、1つの用紙に2人以上の候補者を掲載する場合の掲載順序について定めております。

第5条では、配布について定め、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に選挙期日の前日までに配布するものとしております。

第6条では、発行を中止する場合について定めており、無投票当選となった場合や天災などによる特別な事情があるときは発行を中止するものであります。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第12号は、総務文教常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時29分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

◎発言の訂正

[「議長、5番」の声あり]

○議長（中野勝正） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） 先ほどの議会運営委員会の所管事務調査報告の中にあって、政務活動費に関連することですが、私の方で月額5,000円、「年額6,000円」と申し上げましたが、「年額6万円」でございますので、議長に対して字句の訂正を申し出るものであります。

○議長（中野勝正） 私のほうで了解しましたので、各議員よろしくお願ひいたします。

◎議案第13号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第16、議案第13号 出雲崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行なうものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

今回の法律改正の目的は、少子高齢化が進展し、人口減少が加速する中で、男女共に仕事と育児、介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、また介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等を講ずるものであります。

これにより、条例改正の主な内容は、1つ目が超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大であり、現行の3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に改めるものであります。2つ目が仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備であり、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度の個別の周知、意向調査等についての規定を追加するものであります。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第17、議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、選挙事務に関する投票管理者等の報酬額について、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条で規定しております費用弁償額との整合性を図るために改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

選挙事務に関する投票管理者等の報酬額につきましては、平成17年から据置きにしておりましたが、長時間にわたり従事していただいておりますので、このたび国の基準額に合わせてそれぞれ増額させていただくものであります。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮ります。ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第18、議案第15号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和6年人事院勧告に基づき、公務員の人材確保が困難な状況を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を図るため、人事院規則等が改正されたことに伴い、職員の給料表の改定及び扶養手当の見直し等を行うものであります。

また、刑法等の一部を改正する法律に伴い、文言を改めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

定例会資料の69ページをお願いいたします。こちらのほうに条例改正の概要が示されております。

条例改正の理由については、町長の説明のとおりであります。

今回の条例改正の主な内容です。（1）、給料表の改定については、3級から6級について、各級の初号の俸給月額を引き上げることで、若手、中間層の昇格メリットの拡大を図るものであります。

（2）、扶養手当の見直しについては、配偶者に係る扶養手当を廃止するとともに、子に係る手当額の引上げを表のとおり段階的に行うものであります。

（3）、通勤手当の支給限度額増額については、優秀な人材確保及び民間の状況を踏まえ、高速道路及び新幹線等の利用を含めた支給限度額を15万円に増額するものであります。なお、高速道路の利用要件につきましては、別に定めることにしております。

（4）、通勤手当及び単身赴任手当の支給要件の緩和については、新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当の支給要件を、人事院規則の改正に合わせ、採用時から支給可能にするものであります。

（5）、管理職特別勤務手当の支給対象拡大については、災害の多発化等を踏まえ、平日深夜に係る支給対象時間帯を見直しするものであります。

その他については、記載のとおりであります。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等
の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第19、議案第16号 出雲崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

会計年度任用職員については、地方自治法の改正により、令和6年度から勤勉手当を支給することが可能となっていましたが、本町においては県内他市町村の動向を踏まえた上、勤勉手当の支給を検討することにしておりました。現時点では県内26市町村において勤勉手当が支給されており、本町においても人材確保の観点により、令和7年6月分賞与から期末手当と併せて勤勉手当を支給することとし、第1条において改正をするものです。

また、期末、勤勉手当の支給割合を再任用職員と同様にするため、第2条において所要の改正を行うものです。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

定例会資料71ページをご覧ください。条例改正の理由については、町長の説明のとおりであります。

支給割合については、現行の条例に基づき支給した場合は、上の表のとおりであります。期末手当の支給割合は、12月議会で本条例の一部改正の議決をいただいたものです。下の表が今回の条例改正により、再任用職員と同様の支給割合で期末勤勉手当を支給した場合になります。

したがいまして、今回の条例改正では、第2条において、12月議会で議決をいただいた一部を改正する条例を改めて改正しております。

補足は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 出雲崎町定住促進奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第20、議案第17号 出雲崎町定住促進奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、修学意欲が高く、将来出雲崎町に居住する意思がある者に対し、所得要件を設けず、借りやすい奨学金を貸与する基金の設置を新たに行うものであります。

対象者は、出雲崎町に住所を有する者の子で、専修学校、短期大学、大学等に在学している者に対し、年額12万円を貸与となります。卒業後に出雲崎町に住所を有し、その期間が2年を経過した場合は、債務の全部を免除いたします。債務を免除されない場合は、5年以内の返還が生じるものであります。

修学機会の付与及び拡大を図り、将来ある若い世代の定住を促進し、地域の活性化や町の発展に寄与する人材育成を図り、さらには持続可能な町づくりに期待をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

教育課長。

○教育課長（吉岡育子）　ただいまの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足説明をさせていただきます。

貸与する期間は、貸与決定の年度から、学生が在学する学校の最短修業年限までとし、貸与金は無利子といたします。

今回の制定では、条例制定に合わせまして手続や様式等について定めた同条例施行規則を制定をいたします。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

[何事か声あり]

○議長（中野勝正）　暫時休憩します。

(午前10時56分)

○議長（中野勝正）　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時57分)

○議長（中野勝正）　先ほどの日程第20、議案第17号　出雲崎町定住促進奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例制定についてであります。総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第18号　出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正）　日程第21、議案第18号　出雲崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正では、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子

ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、特定地域型保育事業者における保育内容支援に係る連携協力などの見直しによるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正）　補足説明がありましたらこれを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉）　補足説明をいたします。

本条例の改正の趣旨は、町長の提案理由のとおりでございます。

主な改正内容は、3点でございます。まず、1点目でございますが、保育内容支援に係る連携協力の見直しでございます。本来、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育、保育が継続的に提供されるよう、連携協力をを行う保育所など連携施設を適切に確保しなければならないというのですが、今回の見直しにおきまして、町が特定地域型保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合で、要件を満たす場合は、連携施設を確保しないことができることとするというものでございます。

2点目でございますが、代替保育に係る連携協力の見直しでございます。町が代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお確保が著しく困難であると認めるときは、連携協力者を確保しないことができることとするというものでございます。

3点目でございますが、連携施設経過措置の延長でございます。連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を、本条例の施行日から起算して10年から15年とするものでございます。令和12年3月31日まで延長するものです。

なお、現在本町におきましては、特定地域型保育事業に該当する事業所はございません。

この条例は、令和7年4月1日からの施行となります。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第22、議案第19号 出雲崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正では、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、家庭的保育事業者等における保育内容支援に係る連携協力、栄養士の基準などの見直しによるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

こども未来室長。

○こども未来室長（寺尾 勉） 補足説明をいたします。

本条例の改正の趣旨は、町長の提案理由のとおりでございます。

主な改正内容は、先ほどの議案第18号と同様な内容でございますが、家庭的保育事業者などにおける保育内容支援に係る連携協力、代替保育に係る連携協力及び連携施設、経過措置の延長に係るものでございます。

また、これらに加え、栄養士法が改正されたことに伴い、栄養士廃止基準の見直しも行われ、栄養士免許を有しない管理栄養士を配置した場合においても基準を満たすこととするというものでござ

ざいます。

なお、現在本町におきましては、家庭的保育事業などに該当する事業所はございません。

この条例は、令和7年4月1日からの施行となります。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第23、議案第20号 出雲崎町子育て支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、第2条第3号、小中学校入学祝金支給事業を小中学校等入学卒業祝金支給事業に改めるものであります。入学祝金の支給額を増額し、高等学校への入学等への準備費用が

かかることから、中学校卒業時における卒業祝金を創設し、保護者の負担軽減を図るものであります。

支給対象者は、小中学校に入学する者に加え、中学校を卒業する者も対象に加えるものであります。祝金の金額につきましては、小学校入学祝金3万円を5万円に、中学校入学祝金5万円を6万円に、中学校卒業祝金7万円を支給するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正）　補足説明がありましたらこれを許します。

教育課長。

○教育課長（吉岡育子）　ただいまの町長の説明のとおりでございますが、若干の補足をさせていただきます。

今回の改正により、条例第2条第2号の子育て支援事業、子ども育成支援金支給事業につきましては、令和7年度をもって廃止をすることとなります。

また、条例改正に合わせまして、同条例施行規則の様式等を含め改正を行います。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、高橋議員。

○2番（高橋速円）　ちょっと伺います。

この11条ですか、支給対象者ということで、お尋ねしたいのはいつ申請したらいいのか。つまり保護者というか、親御さんから、保護者からしますと、要は資金繰りというか、いつ申請して、特にいつ入るのかというか、町からそのお金が見込めるというか、そのことをやはりこの中に盛り込む必要あるのではないかなどと思ったのですが、あるいは学校現場でそれが確実に保護者の方へ伝わるような仕組みになっていればいいのですけど、そうでないと、ともすると分からないまぎりぎりになってというのでは、肝心なときに意味をなさないというのですか、一番卒業なり入学のときに、もう新年度になってからでははっきり言うと遅いと私思うのです。もっと早く前倒しでもやってあげたい。だから、例えば令和7年度の方々には、もう今でも町はこういう段取りをしていますよということを大アピールするべきだと私は思うのです。だから、やはりその辺をこの中に盛り込めるなら盛り込んだほうがいいのではないかというのを現場的にはどう見ていくかお尋ねします。

○議長（中野勝正）　教育課長。

○教育課長（吉岡育子）　入学祝金支給事業につきましては、入学をする前の2月に支給をしております。ですので、令和7年4月の入学する児童生徒につきましては、令和7年の2月に既に支給をしておるところになります。今回の入学卒業祝金につきましても、入学、卒業してからではなく、入学、卒業する前の段階での支給をする予定となっております。

以上です。

○議長（中野勝正） 2番、高橋議員。

○2番（高橋速円） ということは、もう今3月ですね。いわゆるナウというか、そんなので、では新年度分はもう手当てされていると解釈していいのですか。そうではないでしょう。新年度、新年度。

○議長（中野勝正） 休憩します。

(午前11時10分)

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)

○議長（中野勝正） 教育課長。

○教育課長（吉岡育子） ただいまの条例の改正につきましては、令和8年度の入学、卒業児童から対象とするものになっております。

○議長（中野勝正） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する
基準を定める条例の全部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第24、議案第21号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等
に関する基準を定める条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第21号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、指定
居宅介護支援の事業に係る基本方針について、当該基準に合わせ、定めるものであります。そのほ
かの条項については、国の基準を基に条例全体の構成等について整理をするため、全部を改正する
ものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足をいたします。

要介護者に対するケアプラン作成のための事業所として、本町では特別養護老人ホームやすらぎ
の里及び社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会の2事業所が指定を受けております。

このたびの条例改正は、国の基準を基にケアプラン作成のための事業に係る基本方針を定めることと併せて、従前より町の基準で定めていた暴力団の排除措置や記録の整理等の規定を含め、
条例全体の構成を整理するため、全部を改正するものでございます。

補足は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第21号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第25、議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並
びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、指定介護予防支援事業に係る準用規定を定め、条例全体の構成について整理をするため、全部を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正）　補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一）　補足説明をいたします。

要支援者に対するケアプラン作成のための事業所として、本町では出雲崎町地域包括支援センターが指定を受けております。

このたびの条例改正は、改正後の町介護保険関連条例との整合性を図り、国の基準に準用する規定を定め、条例全体の構成を整理するため全部を改正するものでございます。

補足は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第22号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第23号　出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正）　日程第26、議案第23号　出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第23号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、各指定地域密着型サービス事業における必要な運営に関する基準について、基準省令に合わせ、全部を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

要介護者が利用する本町の指定地域密着型サービス事業として、本条例に関係する条項は第8章、小規模多機能型居宅介護及び第9章、認知症対応型共同生活介護の2つとなります。

まず、第8章につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所、てつぞうの家でありまして、本章において改正後の運営に関する基本方針に加え、新たに非常災害対策及び協力医療機関等並びに記録の整備等について規定を国基準に合わせて定めるものでございます。

また、第9章につきましては、グループホーム、かめさんの家でありまして、本章においては改正後の運営に関する基本方針に加え、新たに協力医療機関等及び記録の整備等について規定を国基準に合わせて定めるものでございます。

そのほかの指定地域密着型サービス事業につきましても、本町の指定の有無にかかわらず、国基準に合わせて運営に関する基準規定をそれぞれ定めるため、全部を改正し、整理するものでございます。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第23号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の
全部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第27、議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第24号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改

正により、各指定地域密着型介護予防サービス事業における必要な運営に関する基準について、基準省令に合わせて全部を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足をいたします。

要支援者が利用する本町の指定地域密着型介護予防サービス事業といたしまして、本条例に関係する条項は、第4章、介護予防小規模多機能型居宅介護及び第5章、介護予防認知症対応型共同生活介護の2つとなります。

まず、第4章につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所、てつぞうの家でありまして、本章においては従前の運営に関する基本方針に加え、新たに非常災害対応及び協力医療機関等並びに記録の整備につきまして、規定を国基準に合わせて定めるものでございます。

また、第5章につきましては、グループホーム、かめさんの家でありまして、本章においては従前の運営に関する基本方針に加え、新たに協力医療機関等及び記録の整備につきまして規定を国基準に合わせて定めるものでございます。

そのほか指定地域密着型介護予防サービス事業につきましても、本町の指定の有無にかかわらず、国基準に合わせて運営に関する基準規定をそれぞれ定めるため、全部を改正し、整理するものでございます。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第24号は、社会産業常任委員会に付託します。

○議案第25号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正） 日程第28、議案第25号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第25号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置かれ

る主任介護支援専門員に係る基準について、引用する条項を一部改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については、厚生労働省令で定める基準に従い、定めるものとしております。

このたびの改正は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令によりまして、地域包括支援センターに置かれる主任介護支援専門員の定義を省令の引用に定めているため、本条例において引用する条項を改正するものでございます。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（中野勝正）　日程第29、議案第26号　出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第26号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、沢田水利組合が管理する沢田堰を国の事業である団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業により修繕工事を実施するに当たり、受益者分担金の徴収が必要になるため、その徴収根拠となる出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例の本文並びに別表に、団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業ほか必要な事項を追加するものであります。

この施設は、新潟県が施工し、平成17年度に町が引渡しを受け、沢田水利組合が管理者となっているもので、今回、老朽化に伴うローラーゲート昇降用ワイヤーロープ等の取替えが必要になったことから、国に事業申請を行い、修繕工事を実施するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正）　補足説明がありましたらこれを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（内藤良治）　補足説明をいたします。

事業の概要は、町長説明のとおりでございます。

今回事業申請をいたしております団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業は、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策及び防災、減災対策を実施し、その効果を最大限に発揮するための取組を支援いただける事業です。

沢田堰の管理者であり、受益者の沢田水利組合の受益面積約50ヘクタールを賄う沢田堰修繕工事の事業費は430万円を予定をしております。負担割合は、国55%、町15%、地元30%となります。

補足説明は以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（中野勝正）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 出雲崎町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

制定について

○議長（中野勝正） 日程第30、議案第27号 出雲崎町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第27号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、所有者責務の強化や特定空家になる前の対策として管理不全空家等に関する規定が新設されたことに伴い、本町においてもこれらの対応を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

定例会資料の73ページをご覧ください。条例改正の理由については、町長の説明のとおりであります。

今回の条例改正の主な内容です。1つ目が所有者等の責務強化です。法律の改正により、自治体の施策に協力する努力義務が明記されたため、町が実施する空き家等に関する施策に所有者等が協力することを追加いたします。

2つ目が管理不全空家等の対応です。管理不全空家等とは、放置すれば特定空家になるおそれがある空き家として定められ、今後の対応として、管理不全空家等の認定及び通知並びに勧告前の手続を追加いたしました。

なお、法律上の具体的な措置については、下記の図のとおりになっておりますので、参考にして

ください。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更について

○議長（中野勝正） 日程第31、議案第28号 長岡市との間における定住自立圏形成に関する協定の一部変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの協定の変更は、令和7年度からの第4次長岡地域定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い、起業・創業等の支援、地域おこし協力隊の合同研修を追加するほか、文言等を整理するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正）　補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫）　補足説明をいたします。

町長説明の中の協定書の追加項目である起業・創業等の支援の概要について説明いたします。現在、各自治体が実施しております事業を広域的に展開するなど、圏域内で連携した支援体制を整えることで、起業、創業等希望者に対する支援の充実を図るとともに、企業、創業等の増加につなげ、圏域内にぎわい創出及び地域産業の振興を図るものであり、起業、創業に関するセミナーや講演会などを開催する予定です。

なお、協定書の変更内容については、定例会資料75ページからの新旧対照表を参考にしてください。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正）　起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号　公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（中野勝正）　日程第32、議案第29号　公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹）　ただいま上程されました議案第29号につきましてご説明を申し上げます。

このたび、長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で締結している公共施設の相互利用に関する協定書について、長岡市乙吉運動広場が令和7年3月31日をもって廃止されることに伴い、変更するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正）　補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫）　補足説明をいたします。

長岡市乙吉運動広場は、平成15年から北越銀行厚生年金基金の貸借契約により供用してきましたが、本年度末で契約が満了するため、施設を廃止するものであります。

補足は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正）　起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（中野勝正） 日程第33、議案第30号 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第30号につきましてご説明を申し上げます。

このたび、柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の間で締結している公の施設の相互利用に関する協定書について、柏崎市西山総合グラウンドの名称を柏崎市西山テニスコートに変更するものであります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

柏崎市西山総合グラウンドのうち多目的運動広場については、本年度末で廃止するため、施設名称を変更するものであります。

補足は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号 指定管理者の指定について（出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里）

○議長（中野勝正） 日程第34、議案第31号 指定管理者の指定について（出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第31号につきましてご説明を申し上げます。

出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里におきましては、平成9年4月に開設し、28年目を迎える間、管理につきましては、保健福祉センターは出雲崎町社会福祉協議会を、デイサービスセンターは中越老人福祉協会をそれぞれ指定管理者として指定していたところでございます。

令和6年8月にデイサービスセンターの指定管理者から期間満了前の令和7年3月末をもって指定の取消しの申出があったため、このたび保健福祉センターとデイサービスセンターを一体の公の施設として管理するため、保健福祉総合センターふれあいの里の指定管理者を出雲崎町社会福祉協議会として指定したいというものでございます。

新たな指定管理者については、現行の保健福祉センターも適正かつ円滑に管理しており、施設全体についても精通し、効率的かつ効果的な運営が見込まれることになります。

なお、指定期間につきましては5年間とし、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

このたびの新たな指定管理者の指定につきましては、モニタリングシート等によりまして履行状況の確認並びに今回提出された指定申請書等を出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会におきまして総合的に審査をしたところでございます。その結果、妥当であると判断されたものです。

現保健福祉センター部分につきましては、地域包括支援センターの移転及び機能強化を図るため、引き続き入浴施設を中心に高齢者等の健康及び交流の場としてリニューアルを行い、利用者拡大に向けてサービスの向上に努めていただけけるよう働きかけを行っていくところでございます。

また、現デイサービスセンター部分につきましても、出雲崎町社会福祉協議会の委託する事業を

中心に、通所型サービス事業や地域コミュニティセンター事業など、介護予防に資する事業を展開し、より質の高いサービスを提供することで、さらなる利用の拡大、確保に努めていただけるよう、設置者として指導、監督を行ってまいります。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時44分)

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第32号 令和7年度出雲崎町一般会計予算について

議案第33号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第34号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第35号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第36号 令和7年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

議案第37号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について

議案第38号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計予算について

○議長（中野勝正） 日程第35、議案第32号 令和7年度出雲崎町一般会計予算について、日程第36、議案第33号 令和7年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第37、議案第34号 令和7年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第38、議案第35号 令和7年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第39、議案第36号 令和7年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、日程第40、議案第37号 令和7年度出雲崎町簡易水道事業会計予算について、日程第41、議案第38号 令和7年度出雲崎町下水道事業会計予算について、以上議案7件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました令和7年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から令和7年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） 本日、ここに令和7年3月町議会定例会を迎え、令和7年度予算をはじめとする諸議案をご審議いただくに当たり、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げるものであります。

さて、昨年2月の所信表明演説において、「未来を担う人材育成」など7つの取組を着実に実現し、出雲崎の未来に向かって邁進していくことを表明させていただきました。

このことを念頭に置き、令和6年度においては、出雲崎町のさらなる発展のために全力を傾注してまいりました。

取組の一つとして、ふるさと納税につきましては、プロジェクトチームの職員をはじめとした全職員体制で寄附促進に取り組み、6,000万円を超える寄附を頂戴することができております。これを機に出雲崎の知名度をさらに上げるとともに、関係人口、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

この1年を振り返ると、不安定な国際情勢や原材料費の上昇、円安、人手不足等による賃金上昇など、複数の要因が複合的に重なり合った結果、物価高騰が続き、社会経済活動に大きな影響を与えております。

町では、物価高騰の影響を受けた町民への負担軽減策として、現在実施しているプレミアム商品券の発行や小、中学校の給食費への支援を実施するとともに、町の基幹産業である漁業者の経営を支援する補助事業などに取り組んでまいりました。

そのような中、国では、「R6経済対策・補正予算と合わせて、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算」として令和7年度予算は、115兆円を超える規模となりました。

また、県においては、「将来の人口定常化を目指し、多くの方から魅力ある場として「選ばれる」よう、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」づくりの新たな一歩を踏み出す予算」として、一般会計予算が1兆2,635億円となっており、現在、県議会で審議をされているところであります。

町では、令和7年度は第6次出雲崎町総合計画の第4年次となります。町民の皆様の安全・安心な暮らしを守るために、地域における防災力の一層の強化を進めます。子育て、教育の取組のさらなる推進、農林水産業、観光業の活性化を図り、町民の皆様が生きがいと夢を持ち、安心して生活することのできる町づくりを目指します。その結果として幅広い層から「選ばれる町」となるよう、全身全霊を尽くしてまいります。

令和7年度予算編成の最重点施策について申し上げます。

令和7年4月から始まる「第3期出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第2期総合戦略事業を評価・検証し、継続・拡充する取組に加え、新たな取組を着実に実行するとともに、第6次総合計画基本構想の理念である「いままでも、これからも、住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」の実現に向けて、次の4項目を最重点施策として掲げ、将来を見据えためり張りの利いた予算編成といたします。

初めに、町民の皆様の暮らしを守る取組について申し上げます。

「地域における防災力の一層の強化」を推進するための羅針盤である「国土強靭化地域計画」を、昨今の社会環境の変化や地域特性等を反映し改定するとともに、今年度に策定した「津波避難緊急支援施設基本計画」に基づき、住民主体の津波避難方法の検討を行い、より実態に即した津波避難計画といたします。

また、本年10月に開催する「新潟県・出雲崎町総合防災訓練」に合わせ、住民が参加する津波避難に関するワークショップを実施し、避難行動の意識の醸成を図ります。

次に、未来を担う人材育成への取組について申し上げます。

子育て支援は未来への投資と言われるように、これまで、町が行ってきた保育料の無償化や医療費の助成、「幸せを運ぶコウノトリ祝金」等子育て支援策を継続いたします。

新たな支援として、小・中学校入学時の祝金を増額するとともに、中学校卒業時に祝金を支給し、保護者等の経済的負担を軽減いたします。また、若者の定住に結びつけるため、所得要件等を問わない新たな奨学金を創設し、大学等を卒業した後、町に居住した場合には返還を免除する「定住促進奨学金事業」を実施いたします。

教育への取組として、出雲崎町公設学習塾「まち塾」は、学習コースを細分化し、一人一人の習熟度に応じたきめ細やかな対応を進め、子どもたちの学習意欲の向上と目標達成に向けて支援してまいります。

未来を担う子どもたちのために安心して子育て、教育ができる環境を着実に整備してまいります。

次に、農林水産業の推進、観光振興に向けた取組について申し上げます。

出雲崎町の基幹産業である、農業・漁業の推進に向けた取組として、3月に設立される町内初の農業法人に対し、法人設立経費や農業機械整備費を補助するとともに、漁業者が使用する資材等への補助や漁協の運営費を補助し、漁業者や漁協の経営を支援いたします。また、町の面積の約7割を占める森林の活用について、所有者への意向調査に向けた施業履歴や森林状況の地図化などを実施し、適切な森林経営管理の基礎資料を整えます。

観光振興に向けた取組として、「道の駅天領の里」の指定管理者が変更することからスムーズな移行を支援するとともに、必要な備品等を購入し、より一層の集客を図り、町の観光拠点施設としての機能を充実させます。

また、町内に出店する個人や法人を対象に、事業所の改修に要する工事費を最大200万円補助する「にぎわい創出店促進事業」を新たに実施し、町のにぎわいを創出するとともに、地域の活性化を図ります。

次に、自主財源の確保に向けた取組について申し上げます。

様々な施策に取り組むために、財源なくして施策を進めることはできません。自主財源を確保するため、ふるさと出雲崎応援寄附金のより一層の寄附促進を目指します。

返礼品の追加や効果的なPRを継続して進めるとともに、町の課題や取組を「プロジェクト」として掲載し、より具体的な使い道を選んでふるさと納税を行うことができる「ガバメントクラウドファンディング」を町として初めて実施いたします。

ふるさと納税の寄附促進に関する様々な取組を実施することにより自主財源を確保するとともに、「地域経済の活性化と地域課題の解決」を図ります。

令和7年度主要な施策の概要について申し上げます。

それでは、令和7年度の主要施策につきまして、第6次総合計画で定めた5つの基本目標の体系に沿って事業の概要を申し述べます。

初めに、健やかに笑顔で暮らせるまちづくりについて申し上げます。

多世代交流館きらりは、引き続き助産師、保健師等の専門職員を配置し、子育てに関する各種イベントの開催や悩み相談など子育て世代を総合的にサポートし、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

安心して子どもを産み育てられる環境を支援するため、出産準備金と出産祝金を支給する「幸せを運ぶコウノトリ祝金」事業を継続して実施いたします。

「出産・子育て応援交付金」に代わり「妊婦のための支援給付」として妊娠から出産までの間に、2回に分けて妊婦への経済的支援を行うとともに、伴走型相談支援を実施し、総合的な妊婦等への支援を行います。

町独自でゼロ歳から2歳児の保育利用料を無償化し、国の施策と併せゼロ歳から5歳児の保育利用料の無償化を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

ゼロ歳から18歳までの通院費及び入院費を全額助成し、子ども医療費を継続して無料化します。また、2歳未満までの乳幼児に紙おむつ等を支給いたします。

保健福祉総合センターふれあいの里について、町社会福祉協議会を指定管理者として選定し、高齢者の健康づくりの拠点化と多世代が集える場とすることができるよう、指定管理者の運営を支援いたします。

オープンから27年が経過する、ふれあいの里の施設修繕やマッサージ機等の備品を購入し、施設の機能強化を図り、利用者満足度の向上を目指します。

高齢者パワーアップ事業で使用するトレーニング機器等の更新を行い、高齢者の健康増進と介護予防を進め、生活の質の向上を目指します。

社会参加の促進と健康増進のため、障がい者及び65歳以上の高齢者を対象に、福祉タクシー・バス利用券を交付するとともに、在宅障害者の経済的負担を軽減するため、自動車燃料費の助成額を引き上げます。

高齢者が在宅で安心して生活ができるよう、新たに携帯電話回線を利用した緊急通報体制を整備するとともに、緊急連絡先等の見直しを行い、見守り体制を強化いたします。

在宅で生活する要介護者の同居家族に支給する介護手当の対象者に、独居高齢者を追加し、在宅生活の継続に向けた支援を充実させます。

中央公民館周辺における公園等整備事業の一環として、ウォーキングコースを継続して整備し、町民の健康増進を図ります。また、海岸地区のウォーキングロードに案内看板を設置し、利用を促進いたします。

安全で安心に暮らせるまちづくりについて申し上げます。

「地域における防災力の一層の強化」を推進するための羅針盤である「国土強靭化地域計画」を、昨今の社会環境の変化や地域特性等を反映し改定します。

令和6年度に策定した「津波避難緊急支援施設基本計画」に基づき、住民主体の津波避難方法の検討を行い、より実態に即した津波避難計画に見直しを行います。

集中豪雨等の状況をリアルタイムで把握するために必要な雨量計の更新を行うとともに、指定緊急避難場所4か所に備蓄品保管庫を整備し、防災体制の強化を図ります。

町道の改良・舗装事業は、上中条米田中山線ほか2路線において実施し、生活道路の改善により安全性の向上に努めます。

町道妻入りの街並み線の舗装修繕などを実施し、道路環境の適切な管理を行います。

冬期間の安全な道路交通を確保するため、除雪ドーザの更新を行うとともに、集落等が集会場の周辺や除雪が困難な高齢者の住宅などを除雪する場合に、小型除雪機を貸し出します。

老朽化した神条地区、沢田地区、及び吉川地区の配水管の更新工事を行い、水道の安定供給を図ります。

公共下水道は、井鼻第1マンホールポンプ場などの汚水ポンプ及び水位計を更新し、安定した汚水処理及び計画的な施設の維持管理を行います。

定住人口の増加を目的とした新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援事業により、若者世代の住宅取得等を支援いたします。

築40年が経過した大門町営住宅の第1住宅について、建て替え工事を行うとともに、石井町町営住宅の外壁塗装修繕工事を実施し、適正な町営住宅の管理を行います。

基幹交通であるバス路線の長岡線の維持支援及びデマンド交通「てまりん便」を運行するとともに、2種免許取得にかかる経費の一部をタクシー事業者に補助し、地域公共交通の充実を図ります。

地域資源・特性を生かした魅力と活力あるまちづくりについて申し上げます。

3月に設立される町内初の農業法人に対し、法人設立経費や農業機械整備費を補助し、農業法人のスタートアップを支援します。

持続可能な農業に向けて、農業法人の運営等をサポートする地域おこし協力隊を採用し、町の農業の活性化につなげます。

物価高騰による漁業経費の上昇に対する漁業者支援として、魚箱や氷の購入費に補助金を継続して交付するとともに、漁協の運営費を補助し漁協の経営を支援いたします。

町の面積の約7割を占める森林の活用について、施業履歴や森林状況の地図化などを実施し、適切な森林経営管理の基礎資料を整えるとともに、林道常楽寺線ののり面保護工事を実施し、災害防止対策に取り組みます。

本町の重要な観光資源である海岸の清掃を、海水浴シーズンに合わせて実施し、良好な海浜環境の整備を進めます。

「道の駅天領の里」の指定管理者が変更することから、スムーズな移行を支援するとともに、必要な備品等を購入し、より一層の集客を図り、町の観光拠点施設としての機能を充実させます。

町内に出店する個人や法人を対象に、事業所の改修に要する工事費を最大200万円補助する「にぎわい創出店促進事業」を新たに実施し、町のにぎわいを創出するとともに、地域の活性化を支援いたします。

2023年のキャッシュレス決済比率が全国で4割近くとなっていることから、町内事業者のキャッシュレス決済の導入を促進するため、導入費用を補助し、消費者の利便性の向上を図ります。

夏は出雲崎駅前、冬は漁協荷捌所を会場に、旬の食材を満喫できるイベントを実施する「出雲崎『美食』街めぐり実行委員会」に対し、負担金を支出いたします。

出雲崎のブランド米「出雲崎の輝き」などの「食」をメインテーマとしたイベント「出雲崎まんぶくまつり」は、2日間の開催とし、食に加えて新たに音楽が楽しめるイベントとして、交流人口の増加を図ります。

企業が地方創生を応援する、企業版ふるさと納税を活用し、総合戦略事業を促進いたします。

夢を育み、誇りある歴史、文化を継承するまちづくりについて申し上げます。

子どもたちの学習意欲の向上と目標達成に向けた支援として、出雲崎町公設学習塾「まち塾」は、学習コースを細分化し、一人一人の習熟度に応じたきめ細かな対応を進めます。

小、中学校に入学する児童生徒の入学祝金に加え、高校入学時の保護者の経済的負担を軽減するため、新たに中学卒業時に卒業祝金を支給いたします。

大学等を卒業後に町内に居住し地元に就職した方に、奨学金返還額を支援するとともに、新たに所得要件等を問わない「定住促進奨学金事業」を創設し、町に居住した場合には、返還免除することにより若者の定住に結びつけます。

保護者が負担している小、中学校の学校給食費について、一部を小、中学校に助成し、保護者の経済的負担の軽減と子育て支援の充実を図ります。

小、中学校の各種教室の照明をLED照明に改修することにより、児童、生徒の学習環境の向上と今後の維持管理経費を削減いたします。

GIGAスクール構想による「1人1台端末」の更新を行い、子どもたちの能力をより一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指します。

出雲崎大祭を実施する団体に、補助金を交付し、伝統文化の継承を支援いたします。

出雲崎の海と里山の美しさを体感しながら、参加者同士が交流できる「いずもざきマラソン」を引き続き開催する実行委員会に対し開催費用の補助を行います。

多様な人が関わり、にぎわいが持続できるまちづくりについて申し上げます。

ふるさと納税返礼品の追加や効果的なPRを継続して進めるとともに、町の課題や取組を「プロジェクト」として掲載し、より具体的な使い道を選んでふるさと納税を行うことができる「ガバメントクラウドファンディング」を町として初めて実施し、自主財源の確保をいたします。

若者定住、地元での就職の促進を目的にした、ふるさと就職支援商品券発行事業を実施し、新規学卒者及びUターン者の通勤や日常生活の支援を行います。

新たな移住支援策として、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県から18歳未満の方とともに出雲崎町に移住した場合に「子育て世帯移住支援金」を支給し、移住者の拡大につなげ、地域の活性化を目指します。

空き家バンクに登録された物件の家財道具等の処分費用や、空き家の改修費等を補助する「空家等再生活用支援事業」を実施し、空き家バンクへの登録を促進し、空き家の利活用を図ります。

地域おこし協力隊を新たに採用し、地域の魅力を掘り起こし、地域を活性化する取組を進めます。

町が所有する物件について、地域おこし協力隊の住まいや移住希望者がお試し移住の際に利用できる住宅として活用するため、改修工事を行います。

今後も職員定数の適正化を図り、行政の効率化に努め、財政の健全化を進めるとともに、各種研修への参加による能力開発に取り組み、町民の立場に立ったぬくもりのある行政サービスを実施い

いたします。

なお、令和7年度の主要施策の項目につきましては、年度当初からの迅速な事業着手に努めてまいります。

以上、申し上げました考え方を基に、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程いたします。

一般会計では、37億2,100万円、前年度比2.4%増を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業5億3,170万円、前年度比6.1%増、介護保険事業6億4,900万円、前年度比1.4%減、後期高齢者医療7,500万円、前年度比2.0%増、住宅用地造成事業480万円、前年度比44.8%減、公営企業会計では、簡易水道事業3億30万円、下水道事業4億9,100万円となっております。

一般会計と、公営企業会計事業を除く特別会計との合計では、前年度比2.2%増の49億8,150万円となっております。

むすびになりますが、少子高齢化や地域医療、公共交通の衰退、買物弱者対策、農林水産業の振興など出雲崎町を取り巻く課題を挙げれば切りがございません。

しかしながら、私には先人の皆様方が守ってこられたこの出雲崎町を受け継ぎ、次世代にバトンを渡す責任がございます。

そのためには、議員の皆様からのご提案とお力添えをいただきながら、町民の皆様の声に耳を傾け、これまで出雲崎町が進めてきた子育て世帯や高齢者など、全ての町民が住みやすい町づくりを後退させることなく、令和7年度の各種事業の取組を進め、町づくりの基本理念である「住み続けたい 関わりたい 帰ってきたい 出雲崎」の実現に向けて、これからも一歩一步、確実に、着実に前進をしてまいります。

引き続き、町民各位並びに町議会議員の皆様のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして令和7年度の施政方針といたします。

○議長（中野勝正） これにより、議案第32号から議案第38号まで、議案7件の提出者の説明を終わります。

補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第32号について、総務課長。

○総務課長（権田孝夫） 補足説明をいたします。

今ほど仙海町長から施政方針が示されました。この方針に基づきまして編成しました予算となります。予算書と併せまして、定例会資料といたしまして、当初予算案の概要、主要事務事業概要一覧を提出しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、一般会計予算書1ページをお願いいたします。第1条に歳入歳出予算の総額を定めています。令和7年度当初予算の総額は37億2,100万円、前年度と比較しますと8,600万円、2.4%の

増となります。

第2条は地方債です。起債限度額1億8,490万円、前年度比4,970万円、21.2%の減です。

第3条の一時借入金につきましては、6億円、前年度同額です。

第4条、歳出予算の流用はご覧のとおりです。

予算書の内容のほうをご説明いたします。初めに、歳出予算の40ページからお願ひいたします。

1款議会費につきましては、説明を省略させていただきます。

43ページをお願いいたします。2款総務費、1項1目一般管理費、2節給料です。町長、副町長の特別職2人分、それから一般職員12人、再任用職員2人分の給料を計上しております。

以下、各款の職員人件費につきましては、156ページ以降の給与費明細書に示しておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

12節委託料、当直業務委託料です。役場の当直業務の委託料となっております。

45ページをお願いいたします。2目文書広報費、12節委託料です。行政区事務委託料、66行政区への委託料を計上しております。

49ページをお願いいたします。5目財産管理費、14節工事請負費です。庁舎照明LED改修工事です。蛍光灯の製造中止に伴いまして、役場庁舎照明のLED化を行います。なお、事務室等については既に完了しております。

町有建物改修工事、石井町と大門の住宅改修を行います。補足説明資料10ページのほうを参考にしてください。

7目企画費、7節報償費、ふるさと納税寄附謝礼です。返礼品の費用となりまして、寄附額の増額を見込み、昨年より1,500万円増額計上いたしました。

51ページの上段のほうをお願いいたします。12節委託料、ふるさと納税推進事業業務委託料です。ふるさと納税のさらなる拡大に向け、取り組むための委託料となります。

18節負担金補助及び交付金、町タクシー運転手免許取得支援事業補助金です。事業者からタクシー運転手を確保していただくための支援になります。資料の10ページのほうを参考にしてください。

24節積立金です。ふるさと出雲崎応援基金積立になります。来年度は8,000万円を目標としております。

8目地域おこし協力隊活動費です。地域おこし協力隊の活動に係る経費を53ページまで、2名分を計上しております。

それから、9目情報管理費、ガバメントクラウド関係事業になります。政府共通のクラウドサービスの利用に伴いまして、11節役務費、13節使用料及び賃借料に回線使用料と利用料を計上しております。

また、12節委託料には、システム標準化対応業務委託料で、令和7年度末までに国が定める仕様にシステムを改修するための委託料になります。資料のほうは11ページを参考にしてください。

55ページお願ひいたします。12目防犯対策費、負担金補助及び交付金です。町集落外灯整備費補助金です。補助対象の拡大を行うことにしております。資料12ページを参考にお願いします。

61ページの上段のほうをお願いします。3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料です。戸籍総合システムの改修委託料になります。戸籍、戸籍付票の標準準拠システムへの移行に係るシステム改修となります。資料12ページを参考にしてください。

67ページお願ひいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金です。町日常生活自立支援事業費補助金、NPO法人ねっとわーくさぷらいに対する補助金について、内容を拡充するものです。資料のほう12ページを参考にお願いします。

69ページ、2目障害者福祉費、19節扶助費の町障害者自動車燃料費助成になります。助成額を3万円から4万5,000円に引き上げるものであります。補足資料13ページをお願いします。

それから、71ページお願ひいたします。6目保健福祉総合センター管理費、12節委託料です。指定管理料になります。ふれあいの里の一体的管理運営に伴い、270万円ほど増額となっております。

14節工事請負費、2件の工事を予定しております。そのほか、利用者サービスの向上を図るための予算を施設修繕料、備品購入費等に計上しております。説明資料13ページ、14ページを参考にお願いします。

71ページから73ページにかけてです。高齢者パワーアップ事業関係の予算になります。新年度から町直営に移行するため、7節報償費、またトレーニング機器の更新のため、17節備品購入費ほかに関係予算を計上しております。

73ページの上段のほうをお願いいたします。12節委託料、緊急通報体制等整備事業委託料です。携帯電話回線を利用した無線型を追加するとともに、見守り体制の強化を図ります。

19節扶助費、町寝たきり老人等介護手当になります。支給対象者に独居高齢者を追加いたします。資料の14ページ、15ページを参考にお願いします。

75ページの上段になります。2項2目児童措置費、12節委託料及び19節扶助費です。小木之城保育園保育実施委託料、出雲崎こども園施設型給付費及び利用料給付費です。園児数等は、補足説明資料の15ページ、16ページを参考にお願いします。

18節負担金補助及び交付金、町保育所等教材費購入補助金です。園児に必要な教材備品の購入費用を補助し、教育、保育の充実を図ります。資料16ページを参考にしてください。

77ページお願ひいたします。下段のほうになります。5目多世代交流施設事業費、12節委託料、子ども・子育てモデルデザイン制作委託料です。ガイドブックの「いつもざきLIFE」の一部リニューアルを行います。

79ページお願ひいたします。6目子育て支援費、18節負担金補助及び交付金、妊婦のための支援給付です。今までの出産・子育て応援交付金に代わり、妊婦等の経済的支援を行います。資料16ページを参考にしてください。

83ページお願ひいたします。4款衛生費、1項4目健康増進費、10節需用費、ウォーキングロード案内看板設置費です。QRコードによるウェブでのコース案内ができる看板等の設置を行います。資料17ページを参考にしてください。

85ページ、下段のほうになりますが、6目環境衛生費、12節委託料、一般廃棄物処理計画策定業務委託料、一般廃棄物処理における基本計画を策定するものです。また、18節負担金補助及び交付金、長岡市北部斎場整備事業負担金です。いずれも資料の17ページを参考にしてください。

91ページをお願ひいたします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費、農業法人設立に伴う関係予算になります。地域おこし協力隊の人事費関係を計上しております。

93ページをお願ひいたします。18節負担金補助及び交付金、町農業法人スタートアップ支援事業補助金、農業機械施設整備事業補助金です。資料の18、19ページ、それから33ページを参考にしてください。

95ページ、4目農地費、14節工事請負費です。団体営沢田地区頭首工修繕工事になります。沢田堰の老朽化によるものです。資料の19ページ、それから34ページを参考にしてください。また、中山間地域総合整備事業、八手地区の換地処分に関する予算が18節と21節に計上しております。

99ページをお願ひいたします。2項2目林業振興費、12節委託料です。森林経営管理制度対象地区抽出業務委託料です。経営に適した森林を抽出するためのものになります。

14節工事請負費、林道常楽寺線の土砂撤去、のり面保護を行います。いずれも資料20ページと36ページを参考にお願いします。

101ページ、上段のほうです。3項1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金です。町漁村センター空調設備改修事業補助金、町荷捌所等運営費補助金になります。いずれも漁協への支援を行います。資料の21ページ、それから37、38ページを参考にしてください。

103ページの上段のほうです。7款商工費、1項2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金です。町キャッシュレス決済促進事業補助金、町にぎわい創出店促進事業補助金です。どちらも来年度の新規事業となります。資料の21、22ページを参考にお願いします。

105ページ、3目観光費、17節備品購入費です。エア遊具の購入になります。イベント時のアトラクションなどに活用するものになります。資料の22、それから39ページを参考にしてください。

18節負担金補助及び交付金、出雲崎「美食」めぐり実行委員会負担金です。来年度は、初めて夏に駅前地区でも行います。それから、出雲崎まんぷくまつり事業補助金です。来年度は、2日間開催することにしております。資料22、23ページを参考にしてください。

107ページ、5目天領の里管理費、12節委託料、夕凧の橋の安全性を確認するための点検を行います。それから、指定管理者変更に伴う備品などの整備のための予算を16節、それから17節に計上しております。資料23ページ、それから40ページから44ページまでを参考にしてください。

111ページをお願ひいたします。8款土木費、2項2目道路維持費、14節工事請負費です。町道維持

修繕工事（緊急自然災害防止対策事業分）になります。妻入りの街並み線、それから六郎女線などの6路線と町内一円の除雪前舗装の修繕を計画しております。資料の24ページ、それから45ページから50ページまで、参考にしてください。

113ページの上段になります。除雪ドーザを1台購入することにしております。

3目道路新設改良費、14節工事請負費、道路新設改良舗装工事になります。来年度は3路線を計画しております、資料24ページ、それから51から53ページを参考にしてください。

4目橋りょう維持費、12節委託料です。大門橋の橋りょう修繕工事の設計業務委託料になります。資料25ページを参考にしてください。

115ページ、5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費、町営住宅外壁塗装修繕工事になります。大門第2住宅2棟と石井町住宅4号棟の塗装を行います。資料の25ページ、それから54、55ページを参考にしてください。

117ページ、4目住宅建設費です。大門町営住宅、第1住宅の建て替え工事関連の費用を計上しております。資料25、56から58ページを参考にしてください。

9款消防費、1項1目常備消防費、12節委託料です。常備消防事務の委託料になります、300万円ほど減額となっております。

119ページをお願いいたします。3目消防施設費、27節繰出金です。簡易水道事業会計繰出金消火栓取替工事分になります。小木、常楽寺、田中地内の取替えを予定しております。

121ページをお願いいたします。4目防災対策費、12節委託料です。町国土強靭化地域計画改定業務委託料になります、令和8年度からの5年間の計画改定を行います。

14節工事請負費です。全国瞬時警報システム改修工事、それから雨量計の更新工事になります。資料のほうの26、それから59、60ページを参考にしてください。

17節備品購入費、備蓄品保管庫になります。指定緊急避難場所4か所に設置をいたします。資料のほうは、61ページを参考にお願いします。このほか、10月に実施予定の県総合防災訓練の関係予算を10節及び12節に計上をしております。

それから、125ページをお願いいたします。10款教育費、1項3目教育振興費、7節報償費になります。入学卒業祝金になります、今までの事業の拡充を図るものです。

13節使用料及び賃借料です。小中学校の統合型校務支援システム借上料になります。県内で統一したシステムの運用開始によるものになります、資料27ページを参考にお願いします。

127ページお願いします。上段のほうですが、27節繰出金、定住促進奨学金貸与基金繰出金になります。資料のほうの28ページを参考にお願いします。

131ページ、それから137ページですが、2項小学校費、1目学校管理費、それから3項中学校費、1目学校管理費の17節備品購入費において、いずれも学習用パソコン端末の更新を行うことにしております。資料の28ページを参考にしてください。

それから、133ページ、2項3目学校給食費、17節備品購入費です。小学校の食器洗浄機を更新いたします。資料の29ページを参考にお願いします。

それから、143ページをお願いいたします。下段のほうですが、4項社会教育費、2目公民館費、14節工事請負費、中央公民館屋外ウォーキングロード設置工事です。補足説明資料は29ページのほうになります。

151ページお願いいたします。8目公設学習塾事業費です。学習塾に係る所要の経費を計上しております。

153ページの上段のほうになります。5項保健体育費、1目保健体育総務費、18節負担金補助及び交付金です。いざもざきマラソン実行委員会活動費補助金になります。本年度と同額を計上しております。

また、2目体育施設費、14節工事請負費につきましては、ミーティングルーム空調設備改修工事など3件の工事を予定しております。

153ページから155ページは、11款の公債費関係になっておりまして、元金につきましては2,100万円ほど減額になります。

次に、歳入予算をお願いいたします。13ページからになります。1款町税でございます。4項町たばこ税につきましては、販売店の減によりまして500万円ほど減額を見込んでおります。

また、13ページから15ページにかけましては、2款地方譲与税以降の譲与税、それからその他交付金につきましては、地方財政計画、その伸び率等を参考に、また過去の実績等を踏まえまして、適切な額を見積りまして計上しております。

17ページお願いいたします。7款地方消費税交付金、9款環境性能割交付金、こちらにつきましても今年度の実績等を踏まえた額を計上しております。

11款地方交付税です。本町の大半を占めております地方交付税につきましては、当初予算では例年見積額から一定の留保額を見込んでおります。普通交付税は、人件費等の増額等によりまして、本年度より4,900万円ほど増となっております。

13款電源立地地域対策交付金、2節電源立地地域対策交付金は、ふれあいの里のろ過装置等更新工事、それから小学校の食器洗浄機購入のほか3か所の公共施設の照明LED改修工事に充当しております。

19ページの上段の3節大規模発電用施設立地地域振興事業補助金につきましては、ごみ収集運搬委託料、通学バス運行事業、小中学校運営費として教員補助員などの人件費や光熱水費等に充当しております。

21ページから29ページにかけましては、16款国庫支出金、17款県支出金になっておりまして、補助対象事業費に応じて定められた補助率、または負担割合を乗じて、適正な金額を見積もっております。

29ページの上段のほうお願いいたします。6目1節環境整備事業交付金、県エコパークいづもざき第3期処分場周辺環境整備事業交付金になります。平成27年度から令和12年度まで、総額15億5,000万円の交付を受ける予定となっております。令和6年度までに12億円の交付を受けておりまして、来年度も1億円の交付を見込んでおりますが、令和8年度以降は5,000万円となります。

31ページの下段をお願いいたします。19款寄附金、2目ふるさと納税寄附金です。来年度は8,000万円を計上しております。

33ページお願いします。20款繰入金、1目基金繰入金です。1節財政調整基金繰入金は、当初予算では本年度同額の3億5,000万円の繰入れを予定しております。

37から39ページにかけましては、23款の町債関係になります。説明欄に掲げております事業について起債するものあります。

歳入歳出予算については以上になります。

156ページ以降につきましては、給与費明細書が添付されておりますし、162ページは債務負担行為の調書、163ページは地方債の年度末残高の資料となっております。

補足は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） ここで暫時休憩いたします。

（午後 1時57分）

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

○議長（中野勝正） 次に、議案第33号から議案第35号について、保健福祉課長。

○保健福祉課長（金泉修一） 補足説明をいたします。

国民健康保険事業特別会計予算につきましてお願いをいたします。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書179ページをお願いいたします。1款総務費には、職員1人分の人工費、国保税の賦課徴収に係る経費等を計上しております。

1項1目一般管理費の12節委託料と13節使用料及び賃借料には、国保事業市町村事務処理標準システムの関係予算を計上しております。

181ページをお願いいたします。2款保険給付費には、療養諸費や高額療養費等、保険から給付される経費を計上しております。

1項1目療養給付費は、ここ3年間の実績やコロナ禍による受診控えの解消などを考慮いたしまして、前年度より2,617万円増額の3億4,200万円を計上しております。

183ページをお願いいたします。3款保険事業費納付金には、県に支払うための納付金として医療給付費分、高齢者支援金等分、介護納付金分の予算を計上しており、全体で前年度より193万5,000円

減額の9,881万9,000円となっています。

4款保健事業費には、疾病予防として人間ドック検診委託料や特定健康診査委託料等を計上しております。人間ドックは、30歳から74歳の方を対象に、1人当たり2万円の助成をいたします。

次に、歳入予算について主なものを申し上げます。173ページをお願いいたします。1款国民健康保険税は、前年度の税率を据え置いておりますが、全体の被保険者が減っているため、267万4,000円減額の7,230万9,000円を計上しております。なお、算定方法につきましては、議会資料65ページから67ページのとおりとなっておりますので、参考にしてください。

175ページをお願いいたします。6款県支出金は、医療給付費に必要な費用が全額普通交付金として交付されますし、保険者努力支援制度や特定健診に伴う財源措置として特別交付金が交付されます。

8款繰入金には、一般会計からの繰入金を計上しております、全てが法定内繰入金となります。保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減相当額を繰り入れる保険税軽減分と、保険税の軽減対象となった被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を繰り入れる保険者支援分がございます。なお、財政調整基金繰入金につきましては、今年度予算計上はしておりません。

国保特会予算につきましては以上でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計予算につきまして説明をいたします。初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。予算書205ページをお願いいたします。1款総務費には、職員2人分の人物費、保険料の賦課徴収費、介護認定審査に要する経費を計上しております。

207ページをお願いいたします。2款保険給付費には、介護サービス費分として介護保険から給付される経費を計上しております。

1項1目の介護サービス給付費は、前年度と比較して、居宅介護サービス給付費は410万円減額の1億7,940万円、施設介護サービス給付費は1,700万円減額の2億9,200万円、地域密着型介護サービス給付費は900万円増額の4,700万円を計上しております。

4款地域支援事業費では、介護保険の総合事業に係る経費を計上しており、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援1、2の方及び基準該当の方に係る訪問型、通所型サービス給付費の予算を計上しております。

211ページ、213ページをお願いいたします。2項1目の一般介護予防事業費には、八手の茶の間と海辺の茶の間の事業を町社会福祉協議会に委託する経費167万8,000円を計上しております。

3項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センターの委託に要する経費として、介護支援専門員1名を増員し、877万7,000円を計上しております。その上で、3目住宅医療・介護連携推進事業費、4目生活支援体制整備事業費及び5目認知症総合支援事業費の各事業を地域包括支援センターに委託することで、高齢者の総合相談、窓口機能を強化するための経費を計上しております。

次に、歳入予算について主なものを申し上げます。197ページをお願いいたします。介護保険の保

險税率は3年ごとに見直すこととされておりまして、令和7年度は前年度と同率になっております。第1号被保険者数の減によりまして、前年度より34万8,000円減額の1億1,840万2,000円を計上しております。

199ページをお願いいたします。上段の3款1項1目の介護給付費負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、給付費に対して居宅分は20%、施設分は15%の負担率となっております。

4款1項支払基金交付金のうち1目の介護給付費交付金の負担割合は給付費の27%、5款県支出金のうち介護給付費県負担金の負担割合は、給付費に対して居宅分は12.5%、施設分は17.5%の負担率となっております。

201ページをお願いいたします。7款繰入金のうち1項1目的一般会計からの介護給付費繰入金は、給付費の12.5%の負担割合となっております。また、2項の基金繰入金は250万円を計上しております、令和7年度末の基金残高は1億3,865万円となる見込みでございます。

介護特会予算につきましては以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明をいたします。初めに、歳入予算について主なものを申し上げます。予算書225ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料は5,198万3,000円を計上しており、前年度より156万9,000円増額となりました。これは、団塊の世代の年齢到達によりまして、被保険者数の増加やコロナ禍の受診控え解消によるものでございます。後期高齢者医療の保険料率は、令和6年度に引上げを行い、7年度につきましては据置きとなっておりまして、均等割額は4万4,200円、所得割率は8.61%でございます。

3款繰入金は、事務費及び保険基盤安定化に係る一般会計繰入金となっておりまして、前年度より11万6,000円減額の2,262万5,000円を計上しております。

次に、歳出予算、229ページをお願いいたします。3款後期高齢者医療広域連合納付金は7,270万9,000円で、保険料納付金分と保険基盤安定化に係る県、町の負担分の合計額を計上しております、前年度より183万6,000円増額となっております。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中野勝正） 次に、議案第36号から議案第38号について、建設課長。

○建設課長（小崎一博） 議案第36号、宅造会計お願いいたします。

241ページでございます。1款1項1目住宅団地管理費の12節委託料でございますが、支障木伐採の経費を計上しております。川東団地、深町団地の公園内の大きくなつた桜の木に対応する経費です。深町団地は、隣接する家屋などに枝が当たるなどしております。枝払いなどで対応しておりますが、地元からの要望もあり、公園内の14本のうち8本を根本から伐採をする経費です。また、川東団地は公園内の桜の木21本の枝払いを行う予算でございまして、190万円でございます。

2目住宅団地事業費の12節委託料に分譲のための広告料を計上しております。

土地売払収入につきましては、1区画分を計上しております。

宅造会計は以上でございます。

では、続きまして企業会計の予算書をお願いいたします。簡水会計でございます。8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項営業収益は、使用料ですとか、中学校の下で行っている河川工事の水道移設補償金などを計上しております。

2項営業外収益では、他会計補助金、他会計負担金で、起債の償還に係る一般会計からの繰入金を計上しております。

12、13ページでございます。1款1項営業費用は、施設の維持管理、人件費などの事業運営の経費を計上しております。この中で1目原水及び浄水費の16節委託料の上から4番目、水質検査委託料568万5,000円の中にP F A Sの検査料18万円ほどが計上してございます。委託料の一番下の管路洗浄業務委託料は、4本の上中条水源から浄水池までの導水管洗浄の経費でございます。

2目配水及び給水費、16節委託料に水管橋修繕工事の設計委託料220万円が計上してございます。国道352号線の川西橋に添架してございます水管橋でございますが、令和6年度に点検を行ったところ、留め金具などの腐食が進んでおるため、工事設計委託料を計上いたしました。

めくっていただきまして、14、15ページです。一番上の22節工事請負費、水道施設修繕工事として今ほどの水管橋の修繕工事費280万円を計上しております。

3目受託工事費の22節、消火栓取替工事は、小木、常楽寺、田中地内の3基の消火栓でございます。県補償工事費は、中学校下の河川工事に係る水道管の移設工事費でございます。

17ページに移りまして、16節、一番下の経営戦略改定業務委託料ですが、人口減少による料金収入の減、更新施設の増加などに対応するため、経営戦略の改定を総務省通知により求められております。下水道会計と併せて、コンサル委託により改定を実施する予定でございます。

21ページをお願いいたします。資本的収入でございます。企業債、国庫補助金、基金繰入金は、老朽管更新工事の財源としております。他会計負担金1,040万円は、起債の元金償還分として一般会計から繰り入れるものでございます。

22、23ページに移りまして、資本的支出、1款1項1目原浄水施設費の工事請負費は、神条1号井戸のポンプ交換と川西浄水場の残塩計の交換経費でございます。

2目給配水施設費の工事請負費は、3地区の老朽管更新工事を計上しております。

簡水会計は以上でございます。

続きまして、議案第38号、下水道会計でございます。44、45ページをお願いいたします。1款1項営業収益は、料金収入を計上しております。

2項営業外収益は、収益的収支内で不足する金額を一般会計から繰り入れる他会計補助金、起債の元利償還金のうち一般会計が負担するとされております他会計負担金などを計上しております。

48、49ページをお願いします。資本的支出の1款1項1目管渠費の16節委託料、管路施設清掃業務委託料は下水道マンホールポンプ場の清掃や下水、農排管路約1万1,500mの清掃業務の経費でご

ざいます。

2目処理場費、22節工事請負費では、久田浄化センターのポンプ類、反応タンクの修繕費などが計上されております。

3目総係費は、人件費、事務費などの経費でございます。

51ページをお願いいたします。この中で16節委託料の経営戦略改定業務委託料は、先ほどの簡水と同様でございます。料金収入が減少する中、行わなければならない設備更新などを考慮し、経営計画を国通知により改定を行う委託料でございます。その下の維持管理適正化計画ですが、農業集落排水に係る計画でございます。施設の運用、維持管理費の状況などから、処理方式の検討、省エネ技術の導入の計画を策定するもので、100%国庫補助で実施いたします。

54、55ページをお願いいたします。資本的収入です。企業債と一番下の国庫補助金はストマネ事業で、特環下水道のマンホールポンプ更新の財源として計上しております。出資金ですが、資本的収支で不足する財源を一般会計から繰り入れるものでございます。

56、57ページをお願いいたします。資本的支出の1款1項1目管路建設改良費の工事請負費、ストックマネジメント対策工事は、起債、国庫補助金を財源として、マンホールポンプ場の汚水ポンプ3台を更新する予算でございます。管路施設工事は、農排の中継ポンプ場の汚水ポンプ1台と電気盤を更新する経費でございます。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第38号までの議案7件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第38号までの議案7件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中野勝正） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。
この際、しばらく休憩いたします。

(午後 2時28分)

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時29分)

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（中野勝正） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に高桑佳子議員、副委員長に島明日香議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（中野勝正） 議案第32号から議案第38号まで議案7件は、予算審査特別委員会に付託します。
なお、質疑は委員会において行いますので、ご承知願います。

◎議案第39号 監査委員の選任について

○議長（中野勝正） 日程第42、議案第39号 監査委員の選任についてを議題とします。

この際、しばらく休憩いたします。

(午後 2時30分)

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時31分)

○議長（中野勝正） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第39号につきましてご説明を申し上げます。

現在、識見を有する監査委員としてお願いをしております関川嘉夫氏が本年3月31日をもって任期満了を迎えます。引き続き関川氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いしたく提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

(午後 2時32分)

○議長（中野勝正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時34分)

◎議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中野勝正） 日程第43、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（仙海直樹） ただいま上程されました議案第40号につきましてご説明を申し上げます。

現在固定資産評価審査委員会委員をお願いしております玉沖馨氏が本年3月21日をもって任期満了を迎えます。引き続き玉沖氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、

議会の同意をお願いしたく、提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中野勝正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（中野勝正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中野勝正） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（中野勝正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 2時36分)